

令和 6 年度 みんなの未来をつくるまち活補助金について

現行の制度

- ・たねまくコース（立ち上げ 3 年以内の事業、書面審査、上限 10 万円、3/4）
- ・はなさくコース（プレゼンあり、上限 30 万円、2/3）

令和 6 年度の採択結果

- ・はなさくコース（ステップアップ）は申請 4 件。
⇒全件交付決定、追加募集はなし。
- ・たねまくコース（スタートアップ）は申請 6 件。
⇒うち 5 件が交付決定、たねまくコースのみ 9 月に追加募集を行う。

繰越金の考え方について

- ・令和 5 年度の採択事業から、決算時（事業の報告時）に事業収入が想定よりも多かった場合、補助金額を減らさず繰り越せることに。
- ・繰越がある団体が引き続き補助金を申請する際、繰越額については、申請時の予算に繰り入れなくても良い。この繰越額は、今後補助金に頼らずにこの事業をすすめていくための資産として使っていただくことを期待している。
- ・補助金申請には非営利団体（利益を構成員に分配せず、活動目的のためだけに使う団体）であることが前提のため、収入が増え、繰越額が多くなることは団体の自立、事業の拡大につながる。そのため、前年度からの繰越金と今年度の自己資金の額が一致していなくても問題はない。

例：令和 5 年度 20,000 円繰越あり

令和 6 年度申請事業 経費 180,000 円、補助率 2/3、50,000 円の事業収入が見込める場合

収入		支出	
補助金	120,000	〇〇費	60,000
事業収入	50,000	××費	120,000
自己資金	10,000		
合計	180,000	合計	180,000

繰越金 20,000 円のうち、自己資金として
令和 6 年度の事業に回す金額が 10,000 円で
良いため、残り 10,000 円は団体の資産となる。